平成２１年（フ）第９３号
福岡県久留米市善導寺町飯田533番地７
債務者　梶原　光則
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２２７号
福岡県久留米市荘島町330番地８　エバーライフネアシティ久留米弐番館1504号
債務者　ＴＩＥこと　松田　晴美
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３１１号
熊本市楠２丁目７番１号　市営住宅楠団地１Ｃ－１－008号
債務者　赤星　豊盛
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第７２８号
大分市小佐井３丁目１番63－２号
債務者　井上　剣吾
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３１０号
大分市大字端登1806番地　市営花香Ｈ１住宅
債務者　太田　律子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３２９号
宮崎県児湯郡高鍋町大字持田2954番地１
債務者　嶋嵜あけみ
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２８３号
鹿児島県鹿児島市石谷町2169番地８
債務者　坂元りゑ子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３２８号
鹿児島県鹿児島市新栄町17番18号　海運ビル302号
債務者　末原　良子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３４０号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘５丁目43番地７　有馬アパート101号
債務者　岩元　良子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７４号
鹿児島県大島郡宇検村大字田検472番地
債務者　川畑美穂子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第８１号
鹿児島県奄美市名瀬佐大熊町22番14―11号
債務者　昌山　範義
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第８２号
鹿児島県奄美市笠利町大字辺留110番地
債務者　田畑　和義
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第８４号
鹿児島県奄美市名瀬浦上町31番地７－１階
債務者　石田　正樹
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第８５号
鹿児島県奄美市名瀬佐大熊町18番２―52号
債務者　倉内　秀喜
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第８６号
鹿児島県奄美市名瀬平田町26番17号
債務者　吉野　美幸
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第８８号
鹿児島県奄美市名瀬末広町７番11号　メイスイビル末広401号
債務者　豊島　香織
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第５０号
秋田県にかほ市象潟町字木戸口51番地32
債務者　齋藤　裕一
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第５５号
秋田県由利本荘市石脇字中浜23番地36
債務者　小川　ツヤ
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
秋田地方裁判所本荘支部